

◎議 事 日 程（第5号）

令和元年12月20日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第56号 愛西市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第57号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第63号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第65号 愛西市中心図書館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第66号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第67号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第68号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第69号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第74号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第75号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 請願第4号 子ども医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第24 同意第3号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第25 意見書案第2号 国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会計室長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで企画政策部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

失礼いたします。

去る12月11日、本会議におきまして、議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第71号：愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正の3条例改正の議案質疑におきまして、河合議員から、期末手当0.05月分引き上げによる議員、市長、副市長、教育長の影響額について御質問をいただきました答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

答弁では、議長が3万360円、副議長が2万7,240円、議員が2万4,240円、市長が4万6,700円、副市長が3万8,650円、教育長が3万3,700円と答弁をいたしました。正しくは、議長が3万円、副議長が2万7,000円、委員長が2万5,200円、議員が2万4,000円、市長が6万7,497円、副市長が5万5,825円、教育長が4万8,720円でございます。訂正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として同意第3号と意見書案第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、

会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○総務文教委員長（竹村仁司君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月13日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正については、主な質疑で、健康福祉部改正後の2部の人員配置とレイアウトは、また具体的効果はとの質問では、保健福祉部で3課50名、健康こども部で2課87名とし、児童福祉課と社会福祉課の位置を入れかえる。また、効果としては、子育て世代包括支援センターとも相まって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図るという答弁でした。

採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正については、主な質疑で、団体へ派遣される職員は市職員という身分で、給料も市が支払うということだが、派遣をした場合、その団体への補助金はどうなるのかとの質問では、条例第5条に規定があり、市で支払うべきものは派遣先と協定で決められるものが規定されている。また、現状、人件費として補助金が出ているため、派遣されれば人件費に相当する部分が減額されることとなるという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第57号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、主な質疑で、報酬審議会の答申内容と附帯意見はとの質問では、特別職の報酬額等は改正されているが、議会議員の報酬額については議会の意思により改定されていない経緯があること、議員の報酬月額は若者も議員になろうと意欲を持つことができるようにすべきこと、定数削減後、議員の責務もより重要になっていることなどから、総合的に勘案し、答申の額を決めたという内容で、附帯意見としては、この答申は諮問事項を各委員が慎重に審議した結果であるため、内容について適切に議論することを求めるというものであるという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第58号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定については、主な質疑で、運営が指定管理者にかわる前と後では貸し出し件数がふえているが、その要因は。また、立田・八開地区の利用率増加のための提案はの質問では、指定管理者がさまざまな催し物を開催したことや団体貸し出しのサービスが増加したことが要因である。また、立田・八開地区の利用者のために移動図書館のサービスを提案されているという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第65号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、パスポート発行業務について、混雑の時期や窓口の状況はの質問では、月約130件の申請があり、12・1月がピークであり、さらにふえると予想している。また、窓口の状況については問題ないという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第66号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第69号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、質疑の中で、今回の改正の対象となる職員の人数は。また、そのうち給与引き上げとなるのは何人かとの質問では、対象者はないという答弁でした。

採決の結果、議案第69号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、質疑もなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第71号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第73号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正については、質疑の中で、資料3の行政職給料表に関し、初任給及び若年層の給料月額を上げるということであるが、若年層とは何歳ぐらいまでかの質問では、主事級全てと主任級の一部若手であるとの答弁であり、子育て世代への対応についてはの質問では、今回の人事院勧告では触れられていないとの答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第73号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第74号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）は、質疑もなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鷲野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（神田康史君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、12月16日午前9時半から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

まず、議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正については、主な質疑で、18歳まで医療費を完全無料化しなかった理由はこの質問では、財源に限りがあるためという答弁でした。

採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正については、主な質疑で、65歳以上の障害者を扶助料の対象外としている自治体はこの質問では、県内では豊橋市、岡崎市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の6市がある。県外では、岐阜県が42市町村中7自治体、三重県が29市町村中5自治体が対象除外としており、愛知県の在宅重度障害者手当も同様ですという答弁でした。

質疑の後、反対意見、賛成討論それぞれありましたが、採決の結果、議案第62号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定については、主な質疑で、現在の管理者が応募をしないのは、佐屋老人福祉センターの運営において、ビジネスとして魅力がないと判断されているのではとの質問では、現在併設しているデイサービスセンターが廃止されるため、現管理者の本来の業務である介護事業から少し離れてきたと判断されたのではという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第63号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定については、主な質疑で、新たな指定管理者は老人福祉センター管理の経験はあるのか、また従業員に高齢者福祉に詳しい人はいるかの質問では、長久手市の福祉の家や豊田・岡崎市の福祉センターでの実績があり、人材としても、センター長には障害者福祉協会の副会長を務められている方や、手話サークルに35年以上携わっている方を提案されているという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、議案第64号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、後期高齢者福祉医療扶助費について、約1,000万円の増加となっているが、その理由はこの質問では、対象者が増加したこと、また1人当たりの医療費が増加したことが原因であろうという答弁でした。

質疑の後、反対討論はありましたが、採決の結果、議案第66号は賛成多数で原案のとおり可

決されました。

議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、主な質疑で、システム改修で提出を省略できるようになる自己負担額証明書とはどういったものかの質問では、高額療養費の支給に必要なもので、被用者保険から国民健康保険に変わった場合などに、以前の保険者から提出してもらった証明書であるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論はありましたが、採決の結果、議案第67号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第68号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第76号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、質疑もなく、それぞれの採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願については、質疑もなく、賛成討論がありました。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

次に、当委員会に送付されました陳情第24号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を議題とし、3つの意見書案を審査いたしました。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書（案）及び介護保険制度の改善を求める意見書（案）については、委員による意見交換の後、採決の結果、いずれも賛成少数で不採択となりました。

また、国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書（案）については、委員による意見交換の後、採決の結果、全員賛成で採択されました。

後ほど、この意見書を御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第56号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第2・議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、健康福祉部の中には子育て支援担当部長ということで部長がいらっしゃいます。この形でなぜいけないのか、私には理解ができませんでした。

現在、計画中の発達支援センターは、児童福祉課が担当する「わかば」が入り、今後、相談業務を行っている社会福祉課や保健センターとは重要な連携が不可欠な施設となります。また、発達支援センター開設により、子育て世代包括支援センターの業務も変わってくるはずですが、この時期になぜこういった組織がえをするのか、私には理解ができません。

今の健康福祉部は、児童福祉課、保健センター、社会福祉課の連携が今後の子育て支援の充実にさらに必要になると、合併後に再編成された仕組みです。私は今の健康福祉部の構成が今後の子育て支援充実に一番よい組織編成と考えるので、反対です。

また、市の説明で、窓口を児童福祉課と社会福祉課を入れかえるとの説明がありましたが、社会福祉課は児童に対しても、そして高齢者に対しても関係のある課でありますので、社会福祉課を真ん中に置き、児童室の隣から、児童福祉課、社会福祉課、高齢福祉課と並べることが職員の仕事の連携にも、また窓口サービスにもよいと考えますので、一言申し添えて、反対討論といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の改正により、健康福祉部を2つに分割し、新たに健康こども部を設置することは、第2次総合計画に掲げられた妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指すための体制づくりであると考えられることから、子育て世代包括支援センターを軸とした体制整備等のさらなる充実が図られ、対象者のニーズに沿ったサービスを迅速に提供していただけるものと期待いたします。

加えて、庁舎1階の福祉フロアにおいて、キッズコーナーや授乳室が児童福祉課の窓口から離れた場所に設置されていることに、私は以前から少し違和感を感じておりましたが、このたびの組織の見直しに伴い、体制整備とあわせて、子育て世代の利便性を考慮したレイアウトへの変更や、わかりやすい看板等の設置なども検討されており、今後も市民の目線に立った配慮がなされていくものと思います。

また、近年の災害発生状況に鑑み、防災・減災対策をより一層の充実を図っていくことや、市民の生命・安全を守るということにおいては、防災のほかに防犯や交通安全の対策について

も充実が求められるところであります。これまで防災安全課が市民協働部で積み上げてきたノウハウに加え、市の総合的な計画をつかさどる企画政策部へ業務を移管することにより、広い視野を持って計画等の見直しや危機管理体制の強化等、有事の際に行政が担うべき役割をより一層果たしていただけるものと期待いたします。

以上のことから、今回の改正は、市の行政機能をさらに充実させ、効率のよいものとするため、また市民の多種多様なニーズに対応するためにも必要であると共感し、本議案について賛成討論とさせていただきます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の部設置条例の改正に関しては、健康子ども部をつくるということが1点と、もう一つは防災関係を企画政策部に移すということであります。

それそのものに関しては、具体的に今後の事業をしっかりと進めていっていただきたいと思うんですけども、ただ、問題は、なぜ子ども部ではなく健康子ども部にしたのか、また防災安全の事業を企画政策部に移すことで具体的にどんなメリットがあるのか、そうした質疑に関しては十分な回答が得られませんでした。

単に事務分掌の変更ということではなくて、やはりこうした事業の移動をするのであれば、それに対する内容の変更や充実についてもしっかりと部内で議論をし、そして提案の際には、議会に対してそうした説明もしっかり行うことが必要だというふうに考えます。そうした点を今後踏まえていただくよう要望をいたしまして、賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第57号（討論・採決）**

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、日程第3・議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

### ○17番（真野和久君）

それでは、議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

各自治体が協力して運営をしていく必要があるような県の市町村振興会や県市長会については、これはもう必要だとは思いますが、ただ、市のシルバー人材センターや市商工会、市土地改良区を加えることには反対であり、また市の社会福祉協議会を今回外すべきだと考えます。

市内のこれらの団体は、市内の産業振興や福祉の向上など、行政と協力して進めていく重要な団体ではあります。しかし、自主的に運営されるべき独立した団体であり、その活動に市の方針に従うよう介入してよいものではありません。現職職員を派遣することは、こうした市の介入、団体の独立を侵すおそれがあります。

愛西の里を社会福祉協議会に移譲する際に、これまでの職員が引き継ぎで団体で業務をするためにこうした体制も必要だったかもしれませんが、これは例外であり、社会福祉協議会はそうした点でも外すべきです。現在でも人件費補助など必要な助成は行っており、職員を派遣する必要はありません。

また、現在さまざま事業も連携して行っており、さらには現在では指定管理制度などによる指定管理等も行われております。こうした中で、これらの団体にさらに特別な関係や地位を与えることは大変にこうした点でも非常に大きな問題だと思います。

以上の点から、議案第57号には反対といたします。

### ○議長（鷲野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○6番（吉川三津子君）

議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

真野議員のほうからありましたように、私も市長会とか県の振興協会への派遣はやむなしと考えております。しかし、その他の団体については、職員という地位で派遣すべきではないというふうに考えております。

この法人の一員として再就職するのと市の職員として派遣されるのでは、働くスタンスが全く違います。そして、組織に与える影響も大きく違ってきます。補助を受けている市から職員が来るということは、市が市民団体を配下に置くということです。民間団体でありながら、市の組織の一部になるようなものです。

社会福祉協議会は、かつて自治体から職員が派遣されていましたが、国の方針もあり、民間の社会福祉法人と同等の扱いをすべきと職員派遣をやめたり、自治体に頼らず、持続可能な組織づくりを目指すことになったはずです。なぜ今までの方針に逆行しようとしているのか、理解できません。市から補助金を出したり、委託などを行っている団体に、原則職員を派遣すべきではありません。

さらに、総合計画では市民参画、市民協働のまちづくりを進めるとしています。市みずから

公的事业が担える市民団体を育てることを諦め、社会福祉協議会に頼った行政運営をしている  
としか思えません。これは総合計画にも、社会の流れにも逆行するものと考えております。

また、本会議の中で、市職員を派遣することで市の仕事がさらにうまくいく、指定管理施設  
で市職員が働くことで運営がさらによくなるとの趣旨の説明がありました。指定管理者制度は、  
企業やNPOなどが対等な立場で競争するものです。指定管理者として公募する団体に市職員  
がかかわり、さらに指定管理施設に市職員が勤務することなどはあり得ないことです。指定管  
理者制度における公平性の担保もできません。そんなことをするのであれば、市が直営で運営  
すればよいことであり、今、委託で出している業務に職員を派遣しなければならないほど支障  
があるのであれば、委託に出さず、直営に戻すべきで、直営に戻して再任用の職員に担って  
もらえばよいのではないのでしょうか。なぜ今までのように元職員の再就職先としてのやり方で  
いけないのか、どんな不都合があるのか、私には理解ができません。

また、きょうのテレビ番組でも、現在65歳まで再任用雇用をすることが義務化されているの  
が、今、国では70歳までの再任用雇用について審議がされています。そうした中で、再任用で  
はなく、退職した職員がみずからNPOを立ち上げることに助成を出す仕組みなどが検討され  
ています。再任用の職員がふえて市役所内にポストが足りないのであれば、今の委託や指定管  
理に出している業務を見直し、直営に戻せばよいと考えます。

しかし、私が反対しても、賛成が多ければこの条例が通ってしまいます。その折には、派遣  
職員決定基準を定めること、市からの委託事業や指定管理業務へのかかわりに関する基準を定  
めること、漏らしてはならない情報を定めることなどを要望して、以上、反対討論といたしま  
す。

#### ○議長（鷺野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは、議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につ  
いて、賛成の立場で討論させていただきます。

愛西市条例第33号、愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項において、  
現在派遣することができる当該団体は2団体であり、今回新たに7団体を追加する条例改正で  
あります。

追加される団体のうち、外郭団体の6団体は、いずれも市の施策を共有しつつ、団体独自の  
役割を果たしてきております。今回の職員の派遣は、団体業務の円滑な実地により、市民、地  
域の生活を向上させるとともに、公共の福祉を増進する効果があると考えます。市が行う職員  
派遣は、一般的な労働者派遣法とは異なり、公益的法人等への一般職員の地方公務員への派遣  
等に関する法律を遵守し、公務員の身分、給与等を保障し、派遣するものであることや、市と

団体の双方が必要性を認識した上で、適正な職員が派遣されることが効果的であることと考えられます。派遣先の団体は経験豊富な人員配置ができることにより、現在の業務改善につながるとともに、新たな地域サービスが展開されることが上げられます。

以上の理由により、愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正については賛成いたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

全ての職員は、所属する自治体の職務に専念する義務を負っています。地方公務員法第30条、第35条に記載をされています。しかし、公益上の必要から、つまり行政目的達成のために職員を別の業務につける必要がある場合があります。そのときには職員の職務専念義務が免除されると定められています。もちろん、その必要な場合はこのようなどきということを経験や条例で定めたものが公益的法人等への職員の派遣に関する条例です。

職員を公益上の理由、例えば、地域振興などの施策を推進するために必要があることのような理由により別団体の職務に従事させる、また職員を派遣する必要がある場合を明確化したものです。今回、新たに追加される団体は、公益、社会全般の利益、すなわち市民全体の利益が求められる組織体です。これらの団体が公益性を失うような事態に陥り、市の施策が円滑にできなくなったときには、市職員の派遣も必要となります。また、行政目的を達成するための派遣も考えられます。条例では、手続や職員の身分取り扱い等も明確にしています。こうした点からも、本議案に賛成いたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第58号に対する修正案（提案説明・質疑・討論・採決）

議案第58号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第4・議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ここで御報告いたします。

真野和久議員ほか3名から議案第58号に対する修正案が提出されております。修正案はお手元に配付のとおりです。

採決までの順序について、あらかじめ申し上げます。

初めに、修正案について提案説明、質疑を行います。次に、討論につきましては、修正案、原案の順で行います。最後に、採決につきましても修正案、原案の順で行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第58号について提出されました修正案の説明を求めます。

○18番（河合克平君）

では、議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する修正の提案をさせていただきます。

この提案は、愛西市の市会議員である真野和久、河合克平、加藤敏彦、吉川三津子の4名の連名で提案をさせていただくものであります。

この修正につきましては、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の2項の規定により、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例というのを、別紙のとおり修正の提案をするものであります。

1枚めくっていただき、別紙につきまして説明をさせていただきます。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案。

改定の規定中、議長50万円、副議長45万円、議員40万円に改めるという内容の提案であります。この修正案については、愛西市特別報酬等審議会の答申から求められている適切な議論を行うために、この修正の提案をするものであります。

また、議案第58号はみずからの報酬にかかわることです。常任委員会や議会運営委員会の報酬の廃止については賛成ですので、この修正には含まれておりませんが、市の意思決定機関としての役割からいっても、報酬引き上げを行う時期が今ではないと考え、修正を提案いたします。慎重審議よろしくお願いをいたします。

○議長（鷲野聡明君）

次に、修正案の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

近藤武議員。

○8番（近藤 武君）

それでは、この議案第58号の修正案について、提出者に2点ほどお聞きいたします。

まず1点目として、議案第58号に対し、提出者の修正案には、議長50万円、副議長45万円、議員40万円と掲げておりますが、この金額の根拠、計算根拠をお示しいただき、額の妥当性についてお伺いしたいと思います。

2点目です。

これまで追加議案等が定例会最終日に提出がされますと、提出議員の皆様は、もっと早く出せたのではや、十分な議論ができない、委員会付託もされず議論が十分にできないということがよく言われております。

そこでお尋ねしたいのは、議案第58号は当初から提出され、委員会に付託されているため、委員会において修正提案、また動議ができたにもかかわらず、委員会終了後において最終日に修正動議を出されるなど、これまで言ってきたこと、やってきたことと全く矛盾するのではないかと考えますが、その説明をお願いいたします。

○17番（真野和久君）

それでは、近藤議員の質問に対して回答をさせていただきます。

今回の提案に関しては、議長、副議長、議員についての議員報酬に関しては、要は引き上げをせずこのままとめ置くということであって、根拠としては引き上げをしないということであつたので、その点は御了承願いたいというふうに思います。いわゆる条例案の中の2枚目の別表中を下に改めるというものに関して、金額を以前のとおりにすると。それで、常任委員長及び議会運営委員長の歳費のみを削るという案として理解していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、きょうの修正動議という形になったのは、これに関しては、いつのタイミングで出すかという話もいろいろと議会事務局とも相談をしながら今回になったということにして、その点はそういうふうに御了承をお願いいたしたいというふうに思います。

○8番（近藤 武君）

それでは、またちょっと質問させていただきますが、先ほどの金額設定は、上げないという話の根拠しかちょっと考えられないんですが、実際に市民の方にいろいろと負担が大きくなって、議員としても痛みを伴ったらどうだという意見も実際あるところではあります。そうしますと、この50万円という金額、議長の50万円、副議長の45万円、議員の40万円という額というもの自体、やはりもっと引き下げる提案があってもいいのかなという考えもあります。先ほどの理論だけの提示額という形で、裏づけもない根拠とちょっと考えられます。

今回の提出経緯を見ますと、議員一人一人別々に丁寧に説明や説得があつたわけでもなく、所管委員会終了後において、最終日に修正案を提出するので事前に見てほしい。まだ賛成議員があればという程度の話し合いで、最初から否決を前提にして考えているのではないかなあと思わざるを得ない点が多々あります。これを一般的にいうと、単なるパフォーマンスに思われると思うんですけども、再度その見解をお伺いさせてください。お願いします。

○17番（真野和久君）

どうして我々が……、だから、今回は引き上げることにしてはやめたほうがいいですよということでの提案であつて、何も引き下げ、もし近藤議員が中心になって引き下げを提案されるのであれば、それはそれでまたぜひ出していただきたいし、それについても我々は検討して、賛成も含めて検討をしたいと思いますが、その辺は別に、だから、なぜそれが問題なのか全然

よくわからないんですけど、ということが1つ。

それからもう一つ、提案の問題に関しては、それぞれの議員に対して回ろうということもちょっと考えたんですけども、1つは、会派代表者会議の中で一応それぞれの会派の態度をうかがっていたというのがありますので、それにもかかわらず、それぞれの議員に対して個々に回っていくのもどうなのかなあというのもありました。実はそういうこともありましたので、今回は、だから、ぜひそれぞれの判断で賛成をいただきたいということで今回の形にしたということです。

○議長（鷺野聡明君）

ほかにございますか。

[挙手する者あり]

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

済みません、今の真野議員の答弁はちょっと私には納得がいかない答弁だったと思います。

要は、妥当性という面でいったら、私は前回の分に据え置くということの妥当性というのをもうちょっと説明を具体的に教えてほしいということもありますし、まずは僕が言いたいのは、じゃあ愛西市特別職報酬等審議会、こういったものがあったものから出されたものに対する答申内容について、提出者の人はじゃあどういうふうを受けとめられたか、一度ちょっとこれを伺いたいなあと考えていましたので、これは提出者の河合議員にちょっとお答えいただきたいと思いますので、お願いします。

○18番（河合克平君）

まず、答申の内容について検討をさせていただきましたが、答申の内容については、0.1%の引き上げをするという内容と、そして議員の報酬については、政務活動費等の支給もない中で低いほうに位置すると、愛知県内の市や、また同規模市に対して低いところに位置するという内容、そして、前回の答申のときにも値上げをする答申をしたにもかかわらず値上げをされなかったという内容については、再度もう一度慎重に、適切に審議をするという附帯の意見もついていた答申内容でありました。

私は、この答申内容について、現状の市の状況の中で、この答申内容、特に値上げ部分については、市の職員については若年層の部分について優遇、重点的に配分をするですとか、それから現在の報酬については、他市町より低いから上げるということではなく、現状の、今の市の行政運営の中からどうあるべきかということを考えることがより大切であるというふうに考えております。

また、答申の附帯決議でありました適切に議論を行うということは、賛成・反対等を含めて適切な議論を行うことであり、そのことについては今現状されているというふうに思っておりますので、慎重に審議をしていただいた答申を尊重しながら、私たちは今この議会の場で議論をしているというふうに考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

私は全く納得いかない回答です。先ほどのじゃあ40万円という、現状に戻すというところの妥当性という意味では、今の回答にはなかったと僕は思います。またその点についてちょっと河合議員にお答えいただきたいのと、あと全員に伺いたいんですけど、ではじゃあ仮に報酬等が増額された場合なんですけれども、提出者の方々は今後どのような対応を考えているのかを提出者の皆さんの考えをお聞かせください。

〔「1個目は誰に質問ですか」の声あり〕

1個目は妥当性のことなんで、河合議員に対してですね。

○18番（河合克平君）

現在の40万の報酬については、今までの議論の中で40万を引き下げる等という答申を考える中でも、引き下げることは適切ではないということも含めて、現在の、今までに至る議論はさまざまあったということは理解をしております。その中で今回の値上げについてはどうなのか、市の行政運営の意思決定機関としての議会としてはどういう立場でおるべきなのか、そういう点で据え置くという提案をしておるのであって、40万円の根拠について問うのであれば、過去の議論をよく見ていただければわかることだと思います。以上です。

○5番（高松幸雄君）

納得いかんなあ。いいです。

〔「あと、その後についての話、全員にと言われた」の声あり〕

全員です。

○6番（吉川三津子君）

私も、この議員報酬が賛否で値上げが認められたときどうするんだということで、以前、近藤議員にもパフォーマンスだということを言われた記憶が、チラシに書かれたのか、どこに書かれたのかわかりませんが、記憶をしております。

私は、この議員報酬が値上げされてしまった場合、受取拒否をして法務局に供託しても、10年を経過するとこの供託金は時効になって国庫に入ってしまうわけです。私個人としては、国庫に入ってどう使われるかわからない、国庫に委ねることは私は自分自身嫌なんです。

今どうしているかという、公職選挙法に触れないよう、市内の団体への寄附は禁止がされていますので、そういう団体とか、被災地への寄附、そして支援活動の費用に使ったりとか今後もしていきたいということで、そんな取り組みをしているところでございます。

これはちょっと反対討論の中で申し上げようとしていたんですが、ずうっとこのことに反対する折にはそういった方針で社会貢献に使うということまでしてきております。供託をすべきではないとか、そんなことをおっしゃる方もいらっしゃいますが、自分の信条からして、国庫に入ってどう使われるかわからないよりも、自分の、確実に福祉の充実に回る、困っている方のために使われるというところに回していきたいということで、そんなことに使わせていただいております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

高松議員からの質問がありますが、この修正動議について、なぜ修正動議かという点につい

て私のほうからも発言したいと思います。

愛西市報酬審議会は、質疑でもあったように、今の議会からの提案で常任委員長の手当の廃止、これは近隣の自治体並みに合わせると。さらに財政状況、人勸の状況を踏まえて今回の値上げが行われておりますけれども、これは愛西市報酬審議会の判断であって、私たちは愛西市政と同時に国政全体を見ながら活動していると思います。今、国政のレベルでいくと、10月から消費税が増税され、景気も悪化している。そういう中で報酬の引き上げを行うことは、住民の感情からもまずいということで、真野議員はこの時期は避けるべきだというような発言をしておると思います。そういう点をやはり総合的に判断するのが議会の役割ではないかということで、この今回の提案をさせていただいておると考えております。

それから、値上げになった部分はどうするか、それはまた議員の中で議論をしていきたいと、また私たちの立場で活動をしていきたいと考えております。

〔「今結論は出ないんですか」の声あり〕

だって、結論なんて出ないでしょう。

〔「結論が出ないのに、ここへ出してきたんですか」の声あり〕

〔「議長、不規則発言はやめましょう」の声あり〕

○議長（鷲野聡明君）

静粛にしてください。

それでは次の、全員でしたので。

〔「いやいいよ、加藤議員が話したので」の声あり〕

○5番（高松幸雄君）

いや、全員をお願いします。

〔「別々に話をしても……」の声あり〕

いや、同じように。全員の意見が聞きたいので、私は。

○17番（真野和久君）

提案の内容については引き上げないということでの提案ということで、それが納得いかないのであれば、ぜひ引き下げの分を出していただきたいなあというふうに思いますけれども、その辺はともかくとして、今回の引き上げ、いわゆる修正ではなくて修正前の条例案が通った場合の問題に関してですけれども、これに関しては、4,000円分の歳費の引き上げをどうするかに関してはいろいろと考えてはいますが、結論にはまだ至っていません。先ほどの吉川議員の話にもありましたが、どういうふうにそのお金を生かすかについては、やはりしっかりとした議論も必要だと思いますし、どういうふうでやっていくのかについてはしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

そもそもここで余り言うのもあれだったんですけども、議員報酬は報酬審議会が基本的に客観的な基準を示す一つの機関だというふうには考えています。ですから、基本的にはそういったものに従っていくのが基本だと思います。ただ、先ほど加藤議員も言われたように、やはり現状の中で、じゃあ審議会のところにもありましたが、仮に交付税等が思ったよりも減らな

かったということがあったとしても、愛西市の市政運営としてはこの間ずうっと、今回もそうですけれども、市民に対して市民サービスの引き下げとか削減とかをやっているわけで、そうした中で、じゃあ市民に、その一方で我々の歳費だけ上げていいのかということになってくるというふうに思いますので、そういった点で今上げるのはやはり問題ではないかというふうに考えます。というところです。

だから、その辺は、やはりしっかりとその辺を考えていただきながらやっていきたいというふうに思いますし、もう一方で、やはり愛西市の場合は、これは報酬審議会のところの話というのもありましたが、今までの議会の議員の政務活動費等がないという点の課題もあります。そうしたことも含めながら、やはり愛西市の議員としてどういうふうに活動をしていくのか、どういった歳費とか、政務活動費等も含めてどういうふうに考えていくかについては、やはり広く市民にもしっかりと問いながらやっていくことは必要ではないかというふうに考えます。

この間、視察に行ったところとか、さまざまのところでは、いわゆる市民にそうした、多くは定数の改定なんかのときにそういう話を持ちかけていますけれども、そうした歳費とか、そうしたことについてのあり方についても市民に対して公聴会等を行っているところもあります。

だから、愛西市の中でもやはり市民の皆さんがしっかりと納得できるような活動や、歳費が幾らかということ、そうした広く議論していけるような場が設けていけるのが一番いいのではないかというふうにも考えています。以上です。

○18番（河合克平君）

今、議員団としてもよく検討をして、今後のあり方についてどうするのかということについてはお話をさせていただいたとおりでございますので、御理解ください。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑ある方どうぞ。

[挙手する者あり]

神田康史議員。

○9番（神田康史君）

議案第58号の修正案についての質問をさせていただきます。

今、ネットの時代に入りまして、少し調べさせていただいたところ、東京の共産党員の議員の方ですが、議員報酬の引き上げに反対されました。採決の結果、共産党以外の議員の方の賛成で可決されたわけですけれども、その議員は、正確には会派全員が、年間十数万円程度の引き上げ分を、銀行に新しく口座を開設し、積み立てて、議員をやめるときに市へ寄附する予定であるとのことでした。これも選択肢の一つでしょうし、先ほど吉川議員が言われた津島法務局への供託という選択肢も一つあると思います。吉川三津子議員は、これは10年時効だからこの選択はとらないということのようなことをおっしゃいました。ということは10年後も続けるという強い決意があるかなあというふうには思いましたけれども、議員は受取拒否も、それから寄附行為も認められておりません。したがって、自分の意志を貫こうとすれば、そういった何らかの客観的な形を示す必要があるかなあというふうには考えます。

実は、私もこの報酬には消極的に賛成なんです。実は、私はこれよりも政務活動費等のほうに非常に重点を置いて対応していました。しかし、会派のほうでいろいろお話をさせていただく中で、先回報酬審を見送ったケースがある。それで今回、会派のほうとしては、市長にお願いし、きちっとかけてもらうということであれば、結果がどうであれ、その結論を重く受けとめるということが会派の総意でなされました。私も当然それに従います。ということであれば、確かに一報酬審議会、市の機関であるかもしれませんが、その結果はいろんな諸般を考慮し、重いとは思っております。私どもはそういう認識です。

したがって、修正案を出されました議員の方々について、全員とは言いません、どなたかでも結構ですが、お伺いしたいと思いますけれども、先ほどるる共産党の方の問題、それから吉川三津子さんも先ほど供託というふうに言及されましたが、そういった客観的な自分の意志を示すということをどのように考えてみえるかということについて、どなたかでも結構ですが、御意見をいただきたいと思っております。

○6番（吉川三津子君）

先ほど神田議員から、これから10年以上やるのかという御指摘をいただいたんですが、既に私はもう16年、17年たっております、期末手当等が値上がりしたときには、そんなことをしてきておりますので、この先10年やるような話とは全く違うのかなあというふうに思っております。

それで、今回初めてこのことを明らかにさせていただいておりますので、積極的にこれから私が、仮に私たちが反対しても値上げとなってしまう折には、きちんと市民の方にお知らせするような自分での発信をしていきたいというふうには思っております。

○9番（神田康史君）

私が先ほど申し上げたのは、客観的な事実を担保してほしいということを申し上げました。金に色がついているわけじゃありません。そうすると、ここに寄附しました、あそこに寄附しましたではなくて、具体的にこれだけ報酬は上がった。私はこれに納得できない。したがって他のところに供託もしくは預金して、これを全部返します。第三者が見ても、ああ客観的に意志を貫かれたんだなあということがわかるような選択肢もあろうかと思っておりますので、その部分についてお伺いしたいということであって。

○6番（吉川三津子君）

それは神田議員の個人の御意見としてお伺いをして、参考にさせていただきたいと思っております。自分なりの考えで、市民にわかりやすいようなお示しの仕方を考えていきたいと思っております。

○17番（真野和久君）

とにかく、どちらにしても使い道の問題とか使い方の問題とかは、歳費の問題とかについて、我々としても使い方を明らかにする、あるいは……、だから、お金……、いろいろとやり方はあるので、それぞれに検討をしながら、ちょっとまた出したいと思っております。

○議長（鷲野聡明君）

ほかに質疑ある方は。

[発言する者あり]

結構です、はい。

ほかによろしいですか。

[挙手する者あり]

山岡議員。

○14番（山岡幹雄君）

重複する面もあるんですが、高松議員が言われた報酬審議会のことについて、ちょっと提案者のほうに御回答をよろしくお願いします。

愛西市には行政関連に係る各種の審査会、審議会等があるわけですが、この組織の中で愛西市特別報酬等審議会があるわけですが。私はもちろんこの愛西市特別職報酬等の審議会を依頼しております。しかしながら、あなた方が事あるごとに毎年審議会を実施しろなどとか、審議会の開催を要求しておきながら、いきなりこのような修正動議、報酬審の設置のあり方を諮らない、否定されているようなやり方だと私は印象を強く受けております。

また、平成28年11月7日付、愛西市特別職報酬等の審議会の答申に対しても、議会議員の賛同が得られないことから答申を見送ったという経緯もあります。

私の個人的な意見となってしまいますが、私が報酬審の委員であれば、我々の答申に対し聞く耳を持たないなら、勝手にやってくださいと言われかねないような状況であると私は危機感を持っております。

それで、この提出者にこの答申、報酬審自体に対する見解を伺いたいと思いますので、御回答よろしくお願いたします。

○18番（河合克平君）

今回の報酬審の答申については、まさに慎重に審議をいただいた結果として答申が出されたということについては十分理解をしておるところであります。しかしながら、現在の答申の内容について、いただいたものについて、では議会としてどうするのかということについては、また別の内容であるというふうに考えております。

議会としてどうあるべきか。今、この合併特例の削減ということを理由にして、市の平成28年以降4年間、学校教育補助金を含む各種補助金の削減や施設の使用料の値上げ、消費税分の値上げの転嫁など、市民生活に大きな影響がある予算をこの議会では議決をしまりました。また、それが執行されてきたところでもありますので、そういった市民に対する責任を持つためにも、やはり我々の報酬は我々でどうするのかということを決めるということが、もう一つ議論として必要ではないかということで提案をさせていただいた内容でありますので、報酬審議会についての答申を無視するということではないということを御理解いただきたいと思います。

○14番（山岡幹雄君）

じゃあ2回目、ちょっと質問をさせていただきます。

報酬審に対しての御意見を言っていたかと思っただんですが、いろいろな料金の関係と

か何か言われたんですけど、実際、報酬審に対する価値観、これは個人差があると私は思います。私自身、この4年間、報酬額に対し高いとか安いとか考えたことがないと言えましょうになります。近隣の議員さんの報酬とは差があるとかいろいろあるわけですが、正直、議会活動はもちろんのこと、我々は市民から相談や問題に対し個別で対応しております。当局への市民からの苦情など対応に追われる日々で、私なりにも市民の皆さんや地域要望等に一生懸命努めさせていただいているつもりでございます。自分自身の充実感を感じております。そのようなことから、結果的に市民の皆さんからも評価をいただいていると勝手に私は思っておりますし、報酬以上の仕事をしているということをお負しております。

報酬審の答申内容の中で、若者も議員になろうという意欲を持つことができるようにすべきであるが、県内他市や同規模の市における状況を比べると低い状況でございます。また、先ほども真野議員が言われた政務活動費が交付されていないことなどから勘案するということと、報酬年額ではさらに下位になることと答申を受けております。この報酬審の答申内容について、修正案を提出されました全議員に、その見解をお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔「どういうこと」の声あり〕

聞いておらんかったの。

〔「何を言っておるかかわらんかった」の声あり〕

要するに、報酬審の答申内容について要するに皆さんは修正案を出されたわけですよ。その関係で、この報酬に対してどういう御意見があるのか、それぞれお聞かせ願いたいということです。

○17番（真野和久君）

報酬審議会の中身に関してどうこうというのは、基本的には認識の問題として交付税の削減が思ったより少なかったというような話のところは、そういったことは今回の報酬の引き上げの一つの理由になっているところについてはどうなのかなあというのはありますが、あるけれども、だからといって、じゃあ全体的に報酬審議会の答申そのものを否定するということではないですよ。今回の提案についても、報酬審議会の内容は内容として、引き上げについてはそういうことですよ。引き上げるべきというのは、基本的な審議会の答申としてやはりしっかりと受けとめなきゃいけないというふうに思います。

ただ、引き上げる時期の問題とかについて、じゃあ今引き上げることが、我々は市民から議員として負託されたということについて、今の社会状況の中で、じゃあそれが本当に今提案することが、審議会の答申そのまま、それについてはやはりまずいんじゃないですかということだと思ふので、ということだとか、ということなので、その点はそういうこととしてやはり考えていただきたいというふうに思います。

それと、それから山岡議員の、当然自負を、議員としての職務に自負を持ってやられているということは非常に尊敬いたしますし、私たちがそういう考え方に基づいてやっています。そういう中で、じゃあ今の愛西市の議員の報酬は高いのか低いのかということをお、自分自身の問

題としては、それぞれ当然生活の状況とか、そういったこともありますから、それぞれでやはり高い低いの考え方は当然持っています。

ただ、しかし、やはり議員の報酬というのは、我々は自分で自分の報酬を引き上げることができるという状況になっている以上、一つの客観的な目安としての審議会というのはあると思うし、またもう一方ではやはり市民の納得とか、市民の同意というのは一定あるべきところでやられるべきだというふうに私たちは考えています。だから、100万もらっているから高いとか、30万だから少ないとかということではなくて、やはりその歳費の額というのは、それぞれの市町村の財政状況とか、それから議員の活動に対する評価とか、そうした市民の考え方に大きく依存するものだというふうに考えているので、そういうふうに捉えていただければなあというふうに思います。

○6番（吉川三津子君）

私、山岡議員が答申案を尊重すべきというお話をされたわけですが、答申って一体何かということ考えた場合、市長もいろんな審議会等に意見を求めて、答申案を求めることがあります。しかし、それは一つの案であって、そこでまた市長側もいろんな条件を加えて、それをそのまま実行すべきかどうかというのを考えて施策にされていく、それが答申であるというふうに考えております。

ですから、私も、今回答申が出ましたが、さまざまな、やはり今の年金の支給年齢切り上げとか、愛西市の中でも施設の利用料が値上げしたりとか、今回は65歳以上の障害の方への扶助費がなくなったりとか、さまざまな苦しい生活をされている方のことを考えると、この時期に、消費税が値上がりされたばかりのところで私たちの給与を上げることはいかなものかなあということで、もう一つの答申案に対して今の現状のというところを加えて判断すべきということをおっしゃるので、それでお答えになっておりますでしょうか。そんな感じで答申案についての捉え方というのを自分自身持っております。答申案イコールそれを実行せねばならないものではなく、そこにいろんな条件を加味して最終的に判断するものというふうに考えておりますので、今回は私はこのような判断をさせていただきました。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

報酬の引き上げについてですけれども、先ほども述べましたけれども、報酬審議会は愛西市の報酬審議会であって、愛西市の状況からいって、今、値上げすることができますよという提案がされたと思いますが、もう一つ、私たちは市民の目線、立場で判断をしていかなければいけないということできくと、消費税を上げられた、今議会でも福祉の手当が削減される、そういう状況の中で、市民からは、報酬を上げる予算があるなら削減せずにやってほしいとか、布団乾燥サービスをやってほしいとか、さまざまなこの間の住民負担やサービスに対しての声が出てまいりますので、そういうものを踏まえていくと、やはり今の時期の報酬の引き上げには賛成できないということでの修正案の提案であります。

○18番（河合克平君）

今日の、今回の報酬審議会の答申に至るまで、前回の答申についても議会の議員についての

報酬は値上げをするという答申が出されておる状況もあります。今、山岡議員もそのことは言われましたが、反対があるので今回見送るということ、議会としてそのような判断になったということがありますが、本来、皆さんが言うようにするのであれば、前回のときにも同じように提案がされる中でこういう議論がされるべきであったというふうに考えるところでもあります。本当に答申を尊重するのであれば、なぜ前回見送ることになってしまったのかということについては非常に残念に思うところではありますが、今回、答申に基づき市長からの提案をいただいた内容について、議会として市の状況や市民の状況、そういったことを含めて考えながら、どう決断をするのかということについて今議論をしているというふうに考えますので、御理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございますか。

[挙手する者あり]

島田浩議員。

○10番（島田 浩君）

今お話を伺っていると、一部議員ではっきりしないぼやけた答弁というのを感じましたけれども、この修正案が否決され、議案第58号がそのまま可決された場合、これに反対する議員は当然何らかの形で報酬の増額分を受け取らないようにするのが道理だと私は考えます。

議員は今までにも、毎年予算などに対しましても、たとえ我々少数が反対しても、他の多くの議員が賛成して可決してしまうから大丈夫だろうと少なからず思っていることかと私は思います。だから、来年度、予算案が認定されないと、全ての予算が停滞し大きな事態をこうむることはわかっていて毎回反対する。いわば、それは我々に対しての一つの甘えじゃないかなあと感じます。

いい機会ですのではっきりと確認させていただきますけれども、修正動議として出されたことが否決されて、議案第58号がそのまま可決された場合、当然反対された議員は先ほど示されたような何らかの形で行動に示していかなければならないわけでございます。そういった意味で、共産党さん、この場で約束していただけないでしょうか。これから検討していくというような答弁はいただきましたけど、後からでもいいですから答えを出していただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○18番（河合克平君）

島田議員の御意見ということで承ります。私たちは、そういった皆さんの御意見も含めて、さまざまな検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

先ほど予算の賛成・反対、私も賛成するときも反対をするときもいろいろあるんですけども、全員賛成してしまえば議会の形骸化でありますので、それは議員としてしっかりと判断をしていかなければならないというふうに私は考えております。予算が否決されても最低限の費用は動くはずですので、市民が直ちに困るような事態が生じることはありません。

あと私の、今後の値上げしてしまった場合というのは、今まで同様にいろんなところへの寄附並びに活動に使うということで、先ほど私は明らかにすると言ってしまったんですが、これを書くと、今度またこれがパフォーマンスだと言われかねないので、その点は自分でコントロールしながらやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

島田議員の予算案の問題でちょっと答弁をしたいと思っておりますけれども、確かに問題があるからこそ賛成できないということで反対をしているわけでありまして。仮に予算が議員の多数によって否決されそうになった、あるいは否決された場合には、先ほど吉川議員が言われたような形での緊急的な支出はできるわけですし、また当然、市当局はその議会の意見に沿って修正案、予算の出し直し、修正という形で対応をしていくというのはどこの議会でも行われる問題でありまして、決して通らんかったで、潰れたらそれでいいというふうに我々は考えているわけではないということは申し添えておきたいというふうに思います。

○10番（島田 浩君）

答弁ありがとうございます。共産党さん、申しわけないけど、答えをこれから検討をしていくということ、いずれかしっかりと御返事をいただきたいと思っております。

それから、ちょっと全く違うことになりましたけど、今まで合併以降、議員報酬が上げられなかったこと、一度もないということをお聞きしておりますし、議員年金も廃止となったわけでございます。地方議員のなり手不足、大きな問題ですよ。これから議員を目指す若者たちにとって、議員として少しでも安定した生活が送れるように近づけること、これは大事なことだと思いますけど、反対された議員、そのようなことはどうお考えか、代表でいいですけど、お願いします。

○16番（加藤敏彦君）

議員のなり手の問題についてですけれども、2つあると思っております。

愛西市議会は、議会の予算をふやさないということで定数削減を繰り返して報酬を維持してきたというか、そういう考え方だと思いますけれども、議員のなり手を考える場合に、1つは定数を減らさない、ふやす、誰でもなれる。要するに定数が多ければ得票ラインが減りますから、いろんな人が議会に出ていただける。しかし、そのときの議会の予算をどう考えるか。専業で議員をやって暮らしていける報酬にするのか、町村議会みたいに兼業を前提とした報酬で考えるのか、それはやっぱり愛西市議会、愛西市のあり方としてどう考えるかだと思うんです。多様な意見を表明できる議会にすれば、たくさんの方が議員になれるようにしていく。ただし、その費用の問題はまた費用の問題として、別の問題として考えるという、そういうことではないでしょうか。やはり定数が少なくなればなるほど、なりたい人でもなれない、なってほしい人もなれない、そういう相関関係にありますから、そこはやはり議会として議論すべきことではないでしょうか。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第58号について討論を行います。

最初に、修正案に対する討論を行います。

まず、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

いろいろ御質問いただいておりますので、なぜこの修正案に賛成なのかということについては御理解いただけたのではないかとこのように思っております。

答申案の考え方、人事院勧告についても、どこの市町村も人事院勧告をうのみにして議会に議員や特別職の給与の値上げとか期末手当の値上げをしているわけではありません。これは一つの参考の数字、方向性として捉え、市独自で判断していくものであります。そういった部分で、答申は出ましたが、今の愛西市の市民の方々の生活のありよう、そして年金の問題、これから介護サービスもどんどん切り捨てになっていく、そして消費税が値上げというところで大変不安を抱えている時期であります。そういったところから、今の時期に私たち議員の報酬を上げるということは市民から理解が得られないであろうということを考えていること。

そして私は、議員というのは副業が認められています。そういった部分で、工夫しながら議員としての活動をスリム化するなどして、副業をしながら議員活動ができるような形を私としては望んでいるわけなんです。そういったところでの違いも、皆さんとの考えの違いもあると思いますが、そういった部分で私はこの今回の修正案に賛成をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

ほかにございますか。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

○17番（真野和久君）

先ほどからの質疑にもありましたが、もう一度お話をしますと、今回の修正案というのは、当然審議会の答申は答申として受けとめながら、やはり今の愛西市議会の歳費の状況というのはそこにあらわれているとは思いますが、ただ、先ほどから何度も申していますが、今この時期に歳費の引き上げをしていいのかということ、議会としてそれを認めていいのかということがやはり大きな課題だというふうに我々は考えています。

先ほど吉川議員にもありましたが、消費税が10%に引き上げられることによって、今は本当に生活が大変苦しくなっておる、経済的にも先行きが悪くなってきているというような状況もあります。実際、愛西市としても、交付税は思ったよりは減らなかったと言いつつも、やは

り現実にはさまざまな住民サービスを削ってきました。今回においても65歳以上の高齢者の手当についての削減とかもあります。そうしたことを一方でやっている状況の中で、じゃあ市民の皆さんにとって納得してもらえるのかということがやはり大きな課題になってきます。

議員のあり方とか議員の歳費の額の問題に関しては、やはりそれぞれの議員の皆さんのお考え方もあると思います。また、当然それに関しても、そのあり方についてはやはり幅広く市民も含めながら議論をしていくべき問題だというふうに思います。だから、そうしたことは一方でやる努力をしながら、努力していくことが必要だというふうに思いますし、ただ、今回に関して言えば、今の時期にやはり引き上げを我々が認めてしまうのはいいのかということで、やはりしっかりと考えていただければというふうに思います。

○議長（鷺野聡明君）

ほかよろしいですか。

[挙手する者なし]

次に、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

済みません、反対討論させていただきます。

今の答弁では、私からはちょっと納得いかないというところが2点あります。

報酬等審議会の答申についてのことにある程度は理解できるという、そういう中途半端な意見をいただいたんですけれども、毎回毎回同じことを言っているのではないかというふうに思います。しかも、この時期と言っておりまして、ではないと。じゃあいつの時期なのかということも僕はちょっと疑問に思うけど、別に私がどうこうというわけじゃありませんけれども、本当に若い人たちが、さっき言っていた、僕が一番思うのは、若い人たちのなり手不足というところが一番、ほかのことでもということも言っていましたけど、じゃあ何が方法があるというのをもっと具体的に言ってほしいということもあると思います。

先ほど吉川議員が言っていたのは、副業もしながらと。僕の考えでは、それができる人はいいですけど、やっぱりできない人も、議員活動を一生懸命やっている人もいますから、そこはそういったことを言うべきでは僕はないというふうに思っています。

ですので、そういった意味で、今回、先ほども検討検討と共産党さんはいつも言われますけれども、じゃあ検討はいつまで検討するんですかと、具体的にもうちょっと言ってほしいなあというところもあります。そういった意味で、僕は今回の件に関しては反対とさせていただきます。

○議長（鷺野聡明君）

ほかに反対討論ございますか。

[挙手する者あり]

近藤武議員。

○8番（近藤 武君）

それでは、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど、今の時期に金額を上げるべきではないというお話がずうっと出ておりますが、実際この答申を出してほしいという形は全議員の要望ではないかもしれませんが、やはりこの議会側から出したものだと思います。それを、委員長手当はいいけれども、議員報酬に関してはというのが、今までの議論をした中ではちょっと理解しがたい部分がありますので、反対とさせていただきます。

○議長（鷲野聰明君）

ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これにて修正案に対する討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

先ほどからずうっとお話をさせていただいて、どんな反対討論をしたらいいのか大変困るところなんですけれども、やはり今、高齢者、子育て中の方々、さまざまな方々の福祉の切り捨てがあったり、介護の切り捨てがあったり、利用料の値上げがあったりとか、というところで、今この時期に、消費税もありますので、値上げというのはよくないというふうに考えておりますので反対としますと言うしか、いろいろお話をしてきた結果ですので、そんなところで反対討論とさせていただきます。

○議長（鷲野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

私も、今までの質疑の中でも明らかになってきておりますが、まず今回の今のこの合併特例の縮減が始まって以降の行政改革という名で福祉や市民サービスが積極的に切り捨てられてきている、その予算案について我々意思決定をしてきたということもあるところであります。

例えば、学校教育補助金については、キャンプの補助金を削ったり、修学旅行の補助金を削減したり、減額をしたり、そういう学校教育に係る保護者の、市民の負担をふやしている。

また、各団体、各種補助金につきましても一律削るということを行ってきている。また、利用料の値上げについても多くする。また、5割の減免は3年の時限措置として、その5割の減免については今年度限りでやめる、そのような状況。

また、高齢者施策については、布団乾燥サービスの縮減などを行っている。

そして、公立保育園の廃止、残してほしいという地域の意見を取り入れずに佐屋北保育園を廃止することをも進めている。また、永和保育園の民営化の問題、さまざまな社会教育施設や

福祉施設が民営化によって、実際には愛西市の職員が削減されているという問題。

また、水道料の値上げ、介護保険料の値上げ、そして消費税の増税分について、下水道料金、水道料金の値上げ、施設の使用料の値上げ、こういうことを今市民の皆さんに行政改革の名で負担を押しつけてきているというのが実態ではないでしょうか。

この行政改革の名のもとに福祉を切り詰めていき、市民の方に負担を求めてきたこの4年間、今、私たちはその中で議員としてどうあるべきか、報酬についてはどうあるべきかということをおもひながら考えてきたところでありますが、先ほどもお話ししましたが、職員の給料の改定については若年層を重点的にするのですとか、そういったことを行うこともしています。今回の提案にもありましたが、高い給料のところについては値上げをしない、そんな内容も提案されているところでもあります。

私たちは、今の40万円の費用から値上げをされるという提案については、市民の皆さんに負担を押しつける中で、答申が出たからといってそのまま上程をするということでは、お手盛りになるんじゃないかという批判を受けかねないのではないかというふうに考えます。

常任委員会や議会運営委員会の報酬の廃止については、以前から廃止をするように求めてきたところでもあります。また、この問題について、みずからの手で、みずからの発議としてそれをいたすことができなかつたことについては残念でなりません。

以上の点で、今回の議員の報酬の引き上げを含むこの条例改正について反対とさせていただきます。

○議長（鷲野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

我々自身の報酬額についてですので、自分自身から賛成するのはちょっと難しい状況ではありますが、過去、平成28年度に答申を受けたにもかかわらず、その当時の市の状況を考え、議会の意思で改定されなかつた状況がある中、今回は議会から常任委員長報酬を含め答申を出してほしいとの要請のもとに答申が出されております。答申の内容では、財政への影響、県内他市や同規模の市に比べ、まだ低い状況である。また、議員定数を削減した中で活動範囲は広がり、責務も重要になったことなど、総合的に勘案し出されております。

附帯意見においても、今回の答申額は、現在、実支給額と乖離している状況であり、各委員が慎重に審議した結果であると報告されております。

私自身、報酬審での答申は今回尊重しなければならないと考えておりますので、本議案に対し賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号の修正案を採決いたします。

議案第58号を修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、修正案は否決決定といたします。

次に、議案第58号の原案を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第59号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第5・議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

こういった市長や副市長、教育長の皆さんの給与の値上げに反対するというのは、なかなか心苦しいところがございますが、議案第58号同様に、切り捨てる福祉、使用料の値上げ、年金支給の年齢引き上げ、年金支給額の値下げ、そして消費税値上げなど、市民にさまざまな負担を強いているのが状況であります。幼保無償化とか医療費無料化についても進んでおりますけれども、結局は貧困層は既にこういったものは何らかの手当があったり無料だったりするわけですので、本当に経済的に困っている方々の支援は全くされていないのが現状であろうというふうに思っております。

また、国民の平均所得というのが高くなっているというふうに公表されているわけですが、中間値、1億人いれば5,000万人目の方の所得というのが年収423万円であって、平均所

得552万円を100万円以上も下回っている。平均所得以下の世帯が62%もいるということが、国税局のデータで明らかになっています。所得がふえているのは高所得者であり、この格差が二極化しているということがわかってきております。大変失礼でございますが、市長初め特別職の方々の年間所得は、高所得者に当たる1,000万円を超えるものであることが今回の答弁の中で明らかになりました。

こういった社会の貧困の問題が大変重要になってきている、経済格差のことをしっかり考えねばならないこの時期に、この値上げには賛成できませんので反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

愛西市の特別職報酬等審議会では、報酬の値上げについて慎重に審議をしていただきました。そして、その答申によって今回の提案に至ったのだというふうに思っておりますが、この間、合併特例の縮減ということを経由して福祉サービス・市民サービスを切り捨てる行政改革を率先して進めてきたという中で、市民の生活に重大な影響がこの間あった、負担を押しつけてきた状況でありました。また、その内容を進めてきた市の三役についての報酬の値上げということについては、とても賛成できる状況ではない。また、答申の内容については尊重すべき等の意見もありますが、私たちはこの報酬値上げについて賛成になることは今回至りませんでした。

答申では、合併特例による縮減が想定していたよりも少ないということを改正の理由としておりますが、であるならば、今まで削減し、市民の負担増としてきた各種政策を再検討することが、我々の特別職の報酬を上げるよりも先に行われるべきであります。

以上の点から、この特別職の給与の値上げについて反対とさせていただきます。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

報酬審の答申理由で、市長・副市長は職責に見合った公正で効率的な行政運営等に対する積極的な取り組み姿勢が見られ、評価できる。しかし、月額給与は県内他市や同規模の市における状況と比べると、まだ低い状況であるということがわかりました。また、近隣市との比較で

も、今回の答申額は問題がないと考えられます。よって、この議案第59号について賛成といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第60号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第6・議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

議案第59号でもお話をさせていただきましたが、この特別職等報酬審議会で慎重に審議をされた内容について、そのことについては尊重いたしますが、この間の合併特例の縮減を理由にした学校教育補助金を含むさまざまな補助金の削減など、市民の負担がふえている現状があります。この合併特例による縮減が想定していたよりも少ないということでもありますので、そういった点では再度学校教育補助金の増額ということもあわせて考えるべきと考え、今回の教育長の給与及び費用に関する条例の一部改正について反対といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

賛成理由といたしましては、議案第59号で述べましたとおり、報酬審での答申でしっかりと行政運営に取り組んでいる姿勢、また県内他市の規模の市における状況と比べるとまだ低

いという状況、また近隣市との比較でも今回の答申額は問題のない金額であると考えられますので、この議案第60号について賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第61号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第7・議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この条例改正は、私が所属する新生愛西クラブ・あいさいクラブ・公明党の3会派において、国の保育無償化に伴う財源を利用し、持続可能な子ども医療費助成拡大を要望した中、中学生、また18歳まで、それぞれの医療費補助を拡大する内容であります。

財源には限りがあるが、事業の不足分に対し一般財源を使用し、一層の子育て支援をしていく姿勢がうかがえます。今回の改正で、県内でも手厚い制度となり、子育て支援にしっかりと取り組んでいる自治体となると考えます。よって、この議案第61号を賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

今、近藤議員から積極的な賛成討論がございましたが、私は消極的な賛成討論をさせていただきたいと思えます。

消極的な理由には2つあります。議会で今回も申し上げましたが、本来、医療・教育は全国どこに住んでも平等に受けられることが原則であり、子どもの医療費無料化は国が進めるべき事業であると考えます。若い世代が無料化の施策を当てにせず、自治体をジプシーのように移り住むことは決してよいことではありません。

そして2つ目は、全ての家庭にこの無料化を進めた場合、経済的格差が広がるということで

す。ひとり親世帯や生活保護世帯は、医療費はもともと18歳まで無料であり、幼保無償についても軽減の措置がとられてきました。税金で負担しながらこれらの経済的格差を埋めてきたのです。しかし、全ての世帯に幼保無償化や医療費無料化をすることは、貧困世帯以外の世帯のみへの経済的負担を軽減することであり、今回の改正で、ひとり親・生活保護世帯には何らメリットがなく、結果、経済的格差が広がることとなります。

私は、経済的格差をなくし、誰もが豊かな子育てができ、教育も公平に受けられるよう経済的弱者に対し市独自の奨学金制度をつくったり、予防接種補助制度をつくったり、ファミサポなどの利用料金に補助を出したり、広がったこうした経済的格差を埋める工夫をすべきと考えます。次年度予算には、ぜひこのような施策を取り入れていただくことを要望します。

そして、子どもの医療費無料化が全国でこれほど拡大されてきた背景には、自治体間の宣伝合戦やマスコミのあおりがあると思っています。若い世代が、先ほど申し上げたように無料化で自治体をどこに住むかを決めていくことは、本当に決してよくないことであります。一度広げた無料化を見直すのは政治的にも難しく、今後高齢者がふえ、高齢者福祉の充実も必要になってくることから、市として医療費拡大は慎重に判断していかなければならないと考えます。

市長におかれましても、私はここまで踏ん張ってきたのだと評価しています。こうした課題のことを考え、今後、市長におかれましては、自治体間の格差をなくすために国が全国一律に医療費を無料にするよう市長会に引き続き働きかけていただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。以上です。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○5番（高松幸雄君）**

議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

この条例の一部改正は、子どもの福祉の増進を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の支給年齢を引き上げるものであって、これまでの子ども医療費の受給者証の交付年齢を12歳から15歳へ引き上げるとともに、子ども医療費の支給年齢を15歳から18歳に引き上げ、引き上げに伴う新たな支給対象者について自己負担額の入院は全額、通院は3分の2の償還払いとする改正であります。この改正によって、中学生は完全無償化になるとともに、高校生についても愛知県内でも子ども医療費が上位5位に入る水準となりました。

以上の理由により、この愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について賛成討論といたします。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

この議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

委員会で、18歳年度末までの全額償還払いについては600万ほどの予算措置で可能であるということが答弁で明らかになりました。償還払いの方法は、国保会計のペナルティーもありますが、申請の手続の負担や職員の事務量増加による負担がふえることになるという点では課題であります。18歳年度末まで窓口無料化の影響は、2,800万円であることも委員会でわかりました。税金をため込んでおくための基金をふやすということではなく、愛西市の未来の投資として18歳年度末までの窓口無料化を行い、県下の自治体となることを求めるものであります。そして、目指すべき都市像としての人・自然・愛があふれるまちの実現を求め、賛成いたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

中学卒業までの子ども医療費無料化については、2014年より子どもの医療費無料化を進める会から愛西市議会に繰り返し請願が提出されてまいりました。請願署名の数も延べ1万7,065人となり、この市民の大きな世論、強い要求が市政を動かし、今回の提案につながったと考えます。

提案内容も中学卒業まででなく、あと一步で18歳まで完全無償になる積極的な提案になっております。大いに評価したいと思います。ただし、中学卒業から18歳までの医療費については通院は1割負担にとどめたこと、そして医療費については市民に負担をかける償還払いにしたこと、中途半端な提案になっております。先ほど河合議員が述べたように、委員会の質疑では、あと600万あれば償還払いならば完全無料化できるという状況の中で、18歳まで子供の医療費については完全に無償にする提案を早く行うことを求めて賛成いたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第62号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第8・議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は3点ありますので、順次お話をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、65歳以上で障害者になった方全てが年金受給額が多いというわけではないということです。扶助料をなくす理由として、65歳以上で障害者になった方は年金所得が多いから大丈夫だとの趣旨の答弁がありました。本当に65歳以上の障害を持つことになった方全てが年金所得が多いのでしょうか。その根拠はどこにもありません。65歳以上の方と同居する世帯の所得で、住民税非課税となっている世帯がかなり多いはずで、そうした世帯を見ようともせず、一律で65歳以降に障害を負った人の扶助費をカットすることは、障害をお持ちの低所得者を切り捨てることであり、認めることはできません。仮に、扶助費の削減が必要であるならば、65歳で安易にラインを引くのではなく、世帯所得により判断すべきではないでしょうか。

2点目の理由です。本会議で、カットの理由として65歳以上に障害者になった方は、あたかも有利な介護サービスが受けられるととれる説明がありましたが、委員会で確認したところ、65歳前に障害を持たれた方も、65歳以降に障害をお持ちになった方も、65歳を過ぎれば同じサービスを受けることになり、決して65歳以降の障害をお持ちの方が有利なサービスを受けられるわけではないこともわかりました。

そして、3点目です。同じ年齢で同じ障害を持ち、同じ障害の認定を受け、同じ経済状況でありながら、扶助費が支給される方とされない方が出るという、今回はそういった条例の改正であり、何歳で障害者になろうが、かかる費用は障害者になった年齢によって変わるものではありませんので、同じ扶助費が支払われるべきと考えます。

以上3点の反対の理由を述べましたが、市の財政的理由で簡単に65歳という年齢にラインを引き、扶助費をカットすることは不公平そのものですので反対といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回65歳以上の新たに認定された方への扶助を削減する条例であります。この条例のなぜ提案したかという内容については、昭和49年から始まった制度であること、現在は福祉サービスや介護サービスがあるからということや年齢による扶助の削減の理由としておりますが、これは全く理由になることではありません。また、質疑の中で今回の影響額は600万円であることもわかりました。

この在宅扶助料については、平成29年、平成30年、令和元年と3年間で愛西市に寄附をいただいた方の寄附金が合計で1億3,000万円も充当されている事実もあります。その結果、また

基金がふえることになったのが現状であります。さらに600万円を削ること、海部圏域での自治体に先駆けて行わなければならないということについては、非常に疑問であります。誰もが安心して暮らし続けられなければ、持続可能な市とならないのではないのでしょうか。

また、議会の質疑の中では、平成24年には7億円、平成30年には14億円と負担が倍になったという答弁があり、いかにも市の財政に過大な負担を負わせているというような質疑の答弁もありました。委員会では、平成24年には7億円、平成29年には3億円、それぞれの市の負担は平成24年には2億2,000万円、そして平成29年には3億7,000万円と、1億5,000万円しか市の負担がふえていないのであります。

年齢による不平等な状況というのを市みずからがつくることは、障害者の権利を侵害することにつながるのではないのでしょうか。人・自然・愛があふれるまちという第2次総合計画の目指すべき市政は、目指している市の中で、このままでは高齢者にとって愛のないまちになるのではないかと思い、反対をさせていただきます。

○議長（鷲野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第62号の愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の一部改正は、この制度が開始された当時、障害者に対する福祉施設が入所施設を中心に考えられており、在宅で暮らす障害者の方に対する福祉サービスが不足していたため、日常生活を支える目的で扶助料が支給されてきました。その後、介護保険サービスや障害者総合支援法等の施行により、在宅障害者に対する福祉サービスの充実が図られてきました。現在、地域で暮らすための制度として、在宅介護、生活介護、就労支援事業A型・B型等福祉サービスがあり、また医療費の負担においては、障害者医療や後期高齢者福祉医療の助成制度があります。

このように制度の充実を鑑みますと、障害者の方の在宅における地域生活を支えるための扶助料は、当初の目的をおおむね達成していると考えられます。ただし、現在支給されている方の中で、扶助料が既にその生活の一部になっている状況を考慮すると、劇的な変更は混乱を招くおそれがあり、そういった意味では65歳以上の新規障害者手帳取得者を対象としないとした判断は、適切な措置であると言えます。

今回の条例の一部改正は、障害者制度の拡充に伴い、障害福祉施設の充実が図られた経緯を踏まえ、本市にとって持続可能な制度運営のために必要な改正であり、この一部改正に賛成いたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど河合委員からの意見がありましたけれども、在宅障害者扶助料は在宅で生活する心身障害者の生活の安定に役立つように昭和49年に創設された制度であります。障害者については、平成24年度以降は障害者総合支援法等により障害福祉のサービスの充実が図られて、扶助費の総額は平成24年度では7.7億円だったものが、平成30年度では14億2,000万円まで急激に増加いたしました。私は、これは一つの理由になるというふうに考えております。

限られた財源の中で、今後も障害者サービスをさらに充実させていくためには、この愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部は必要であることから、賛成討論といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第63号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第9・議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について、反対の討論を行います。

市の事業を指定管理することについて、民間のノウハウを生かすと言われますが、一方では、指定管理の指定を受けるのはビジネスとしての魅力が大きいからであります。今回の指定管理において、応募した団体名が議案質疑の中でも明らかにされない秘密主義が生じていること。また、これは議会にとっても市民においても明らかにされるべき情報ではないでしょうか。

新しい指定管理にコニックスが選定されることにより、事業者が福祉の里から変更になります。事業の継続がなくなり、利用者にとっても従業員にとっても大きな影響が出ます。また、今回福祉の里が応募しなかった理由として、デイサービス事業がなくなるということも答弁あ

りましたが、デイサービス事業の継続を望んでみえる方がたくさん見えます。

雇用においても、最低賃金が守られるとの答弁であります。経費削減にはなりますが、公契約のない状態では雇用は低賃金、不安定雇用をふやすこととなります。公共事業においてワーキングプアをふやしていくこととなります。老人福祉センターのような福祉事業は、市が直接責任を持って運営し、ノウハウと人材を蓄積すべきだと考え、この議案については反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第64号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理については、議案第63号と同様の趣旨で反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

賛成討論ではありますが、数点、やはりこの議論の中で気づいたことがありますので、意見として述べさせていただきたいと思います。

今回の指定管理者ホームックスは、申請書からすると貸し館及び清掃等のビル管理が得意分野であり、今回老人福祉センターの機能も指定管理の業務に入っているわけですが、一

人一人の高齢者の変化や安全への目配り・気配り、関連機関との連携が今後さらに必要になってくる施設ですので、十分な高齢者に関する知識や介護保険制度についての知識も必要になってきますが、市からの答弁で、それを持っているということは確認ができていません。

今の指定管理者は3月までですので、賛成はいたしますが、あと3カ月のうちに単なる貸し館業務でないことを十分説明し、知識及び経験のある人材の配置をしていただくこと。そして、現在の愛西市の総合事業の状況も説明し、住民主体のサービス実施団体がさらにふえ、スキルアップのための研修会等の実施、ネットワークづくりが広がるような動きになることを要望いたします。

今後、高齢福祉課、そして包括支援センターとの日々の運営の中での連携も必要になってまいりますので、その点にも留意しながら進めていただくことを要望し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第65号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

情報発信や利用改善などが行われることや、また移動図書館計画など市民の利用の利便性の改善などが計画されているところについては評価できるころではあります。ただ、その分の管理費に関しては愛西市が負担をすることにもなります。

大事なことは、本来ならばこうした市民サービスを市みずからが改善し行っていくことが必要であります。そして、直営でしっかりとやっていくことによって、職員における司書さんなどの賃金も含めた身分の改善と、そして図書館としての活動が活性化されるものと我々は考えます。

また、市の歴史など歴史や文化にかかわる図書資料の購入などについても、十分な規定がありませんでした。現在でも郷土資料館との連携もできているわけではなくて、そうした点でも、市民の財産管理について十分とは言えません。やはり図書館は市の財産として、また市民の文化的施設の中心として市が直接運営をすべきだと考えて、反対といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

今の指定管理については、一生懸命やられて成果も出ていると思っております。しかし、私は、市が運営する図書館は、政治的にも社会情勢にも左右されず情報が提供されることが重要であり、そもそも図書館は指定管理者制度になじまないということを考えておりますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

愛西市中央図書館は、インターネットの普及により図書離れが叫ばれる中、指定管理者制度導入前と比較して、入館者数・貸し出し点数ともに増加しております。これは、開館時間の延長、開館日の増加に加え、新しい試みとして月刊図書館新聞「はすみん」の発行及び回覧や各種イベントの開催、また遠隔地の市民のニーズに対応した団体貸し出し配送サービスの実施など、民間のノウハウを生かした指定管理者の積極的な図書館運営によるものと考えます。

今回選定された特定非営利活動法人まちづくり津島は、先ほど申し上げた事例も含めた約3年間の過去の実績に加え、新たに遠隔地サービスとして愛西市が南北に広いという地域性を考慮した移動図書館車巡回サービスという事業提案がなされたことも、選定委員から高評価を得ております。

以上のことから、この指定管理者候補者は図書館本来の目的はもとより、多くの市民に利用していただくための工夫や幅広い文化の普及とさらなるきめ細やかな住民サービスが実施できる団体であると思ひ、本議案について賛成討論とさせていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について、賛成の立場から発言いたします。

図書館は、地域の顔となる施設です。そこに行けば、その地域の歴史や文化、地域の特色を知ることができる大切な場所です。そして、市民の知的文化の創造を助け、コミュニティーの拠点として利用しやすい図書館が望まれます。特定非営利活動法人まちづくり津島は、こうした観点を踏まえた図書館運営を掲げています。

また、2町2村が合併して生まれた愛西市の地域性をカバーする遠隔地サービスの提案は、こうした地域の垣根を乗り越えるという、今後市の図書館として取り組まなければならない課題を率先して行うものです。

こうした点から、本議案に賛成します。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第66号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算の中で、交付税が減額になるということで修正がされたことについてですが、歳入がこのまま減ってしまうのではないかと、市の財政に影響があるのではないかとというふうに誤解をされている方はいないと思いますけれども、交付税の計算に当たって、市税などや各種交付金など、そういう基準財政需要額と言われる部分がふえたことによる減額であるということが質疑の中でもわかり、そういう理解が必要であります。

また、この減額の中には、人口が減少することによって算定の金額が減る基準財政需要額の中でも包括算定経費というところが含まれております。この包括算定経費の人口減少が与える影響があるということも特筆するところであります。

また、総務関係費では、さらに4億6,000万円の基金が積み立てされています。今議会で報告がありました監査報告書によると、9月30日現在では財政調整基金は目標としている70億円を突破した状況であります。さらに積み立てするという点については、非常に疑問があるところでもあります。

また、民生費においては、各種扶助費の増額や子ども医療費の無償化の拡大にかかわる医療証の発行の事務費など、そういう増額には積極的に賛成するところではありますが、マイナンバー制度にかかわるシステム改修について、この補正予算が含まれている状況があります。そのマイナンバー制度にかかわる支出については反対をしておりますので、この補正予算には反対といたします。

○議長（鷲野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から発言いたします。

補正予算の概要として、民生費、社会福祉総務費では、療養介護医療の医療費の増加に伴い、療養介護医療費62万円、日常生活用具の利用増加に伴い、日常生活用扶助費417万2,000円をそれぞれ増額し、障害者福祉サービスの利用者・利用料の増加に伴い、障害者総合支援給付金1億6,823万5,000円などを増額計上し、社会福祉に対する意識を高めることに努めています。

また、福祉医療費では、子ども医療費助成の拡大の準備経費として213万7,000円、後期高齢者福祉医療費用扶助費1,058万1,000円、母子・父子家庭医療費扶助費141万8,000円をそれぞれ増額計上しています。

こうした計上には、子育て世帯に対してだけでなく、高齢者世帯に対しても同様に手を差し伸べる姿勢があります。さらに、総務費関係では、平成31年4月から市役所でパスポートの発給を始めたことによる収入印紙代579万円を計上し、市民サービスの向上を目指すことに努めています。

このような点から、12月度補正予算が市民生活を重視した予算であると認め、賛成いたします。

○議長（鷲野聡明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算では、さきの議案に関係する子ども医療費の助成拡大に伴う準備経費が盛り

込まれているのと、民生費でそれぞれの必要な予算計上がされており、また、積立金については、市の考えのもと適切に基金の積み立てが行われていると考えられます。

旅券交付の今後の状況も含め対応できる体制など、市民生活をしっかりと把握しての予算計上だと思われますので、この補正予算に対し賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第67号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第13・議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対討論をいたします。

この予算の中には、番号制度データ標準レイアウト、これはマイナンバー制度に関する予算でありますので、反対をいたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第68号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第14・議案第68号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議

題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第69号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第15・議案第69号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第70号から日程第18・議案第72号まで（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第16・議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、日程第18・議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、3つの議案について反対の立場で討論いたします。

さきの議案の論議の中でも申し上げたところでありますが、この間、合併特例の縮減を理由にして学校教育補助金を含む各種補助金の削減や施設使用料の値上げ、高齢者施策の縮減、公

立保育園の廃止・民営化、水道料の値上げ、指定管理業者による社会福祉施設・他の福祉施設の民営化によって、職員が削減をされてきたのが現状であります。また、消費税の増税分も値上げをされました。市民の生活に重大な影響となる負担がこの間押しつけられてきたのが、この4年間の状況であります。

ここで、人事院勧告については、人事院勧告と同等に三役について、議会と特別職について同等の引き上げをするということを法律で決めているわけではなく、各自治体による現状を勘案しながら、どうあるべきかということをご提案、また議決をする内容であるというふうに考えます。

この引き上げ分を凍結して、来年度から削減をすると言っている施設使用料の5割減免の継続ということで、負担軽減を図れる施策が考えられるということをして、以上の点で、この70号から72号までの条例の改正について反対とさせていただきます。

また、58号のときにもお話がありました、パフォーマンスとなるのではないかとということもお話があったところでありますが、どのようにするかということについては、実際いろいろな面で市民の皆さんにお知らせをしていけば、当然私たちのパフォーマンスにはなる状況にもまたあるのではないかとおもうんですが、パフォーマンスをすることを認めていただいているということを最後につけ加えて、反対といたします。

○議長（鷲野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第73号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・議案第73号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第73号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議会に提案されている条例改正については、令和元年8月の人事院勧告に基づく給与等の改正であります。この人事院勧告は、国家公務員と民間事業所に従事するものとの給与格差を埋めるための措置であり、特に今回のポイントとなるのは若手職員の給与の引き上げがなされるというものです。

地方公務員の給与は低いとのイメージも少なからずある中で、初任給を含めて主事級と主任級の一部の職員までの給与が引き上げられることは、よりよい職員の人材確保につながるのではないかと期待をするものであります。

また、対象の若手職員は、これから結婚・子育てをする世代にもなることから、この世代を重点的に引き上げていくことは、将来を担う若手職員の意欲向上にもつながると考えられます。それに加えて、市民生活の基盤となる行政サービスを担う職員の努力に対する適正な処遇は、市政の安定的な運営に寄与するものであると思ひ、本議案について賛成討論とさせていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号議案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第74号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・議案第74号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第74号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について反対討論を行います。

この補正予算に関しては、人事院勧告に基づく手当の引き上げが中心となっています。その点に関しては、市の一般職員については問題ないと考えますが、特別職の手当の引き上げ部分を含んでいるということで反対といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第75号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第21・議案第75号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第76号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第22・議案第76号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・請願第4号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第23・請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願について。

本請願は、愛西市の子ども医療費に関して18歳まで完全無料化にする助成を拡大することについての提案であります。

今回、子ども医療費については条例改正で大幅な引き上げがなされました。これに関しては大変評価するものであります。しかしながら、中学卒業から18歳までについては1割負担、しかもそれが償還払いという形になることが出されています。これに関しては、これまでも償還払いに関しては保護者や市の職員の手間など負担も多く、実際償還請求が少ないというような現状もあります。これでは、医療費助成の効果は薄くなってしまいます。直ちに改めるべきだと考えます。

その点からも、医療費助成に関しては18歳まで無償化を進めるべきだというふうに考え、賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

議案第61号が可決成立しましたので、来年の4月より子ども医療費助成制度が大きく進みます。請願団体の方々に報告し、喜びの声が届くのではないかと考えております。18歳年度末までの愛西市に居住する全ての子供たちを対象に医療費助成を拡大することは、子供の生きる、また医療にかかる権利を保障するものとして評価ができます。

第61号の委員会の質疑では、償還払いの方法は市民の負担になること、職員の事務負担があること、そういう課題があるということも委員会質疑の中でわかりました。また、全額償還払いの予算は1,800万円、窓口無料化にする予算は4,000万円と、償還払いによる医療費助成は40%ほどの利用であるという影響額を予算で算定をしています。負担があっても申請しないという人もいる前提で影響額を算定しているということは、非常に問題であり不平等ではないかと市民からの声も届きました。

9月30日現在で、財政調整基金は目標である70億に到達し、基金全体では200億円に迫ろうとしています。この医療費の無料化、18歳年度末まで医療費を窓口完全無料化する財源はすぐにでも確保できるのではないのでしょうか。子どもの権利条約や児童福祉法で規定された、全ての子どもたちが安心して医療を受けられるのは、窓口の完全無料化ではないのでしょうか。

子供の財政状況によって差別されないということが、子どもの権利条約でも述べられているところであります。子供の親が貧困だから、お金を持っているからといって、その医療に差別をつけるということはあってはならないと考えるところであります。

また、自治体間競争激化による懸念があるということでありますが、これについては、国が進める新自由主義と言われる中で、自治体の公的サービスを縮小している国に責任があるのであり、この競争を進めている、またこの制度をつくられる私たちが悪いわけではないというふうに考えるところであります。

また、請願ということは市の運営に市民が直接参加するということができる方法であります。市民参加による市の運営は、自治基本条例にも規定されているところであります。愛西市の最高の意思決定機関である議会の議員として良識ある判断・採決を求め、賛成討論といたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願について、賛成の討論を行います。

この請願は、18歳年度末まで子ども医療費の完全無料化を求めております。議案第61号では、積極的な提案でありますけれども、16歳から18歳までの入院は完全無料でありますけれども、通院については一部負担、1割負担が残り、償還払いという中途半端な提案となりました。やはり市民に喜ばれる提案をしていただきたい。そして、その財源も、今河合議員が述べたように、償還払いを完全無料にするためには600万、現物支給で完全無料にするためには2,800万あればそこまで行くことができます。それだけの財源が十分あるので、ぜひこの請願を採択することは、愛西市がそこまで進んでいく上での大きな鍵でありますので、ぜひこの請願を採択していただき、愛西市が市民に本当に心から喜ばれる施策が実施できることを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第4号を採決いたします。

請願第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第24・同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員・堀田直紀は、12月31日辞職となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、大竹節雄。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。

別紙履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、同意第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきまして、人事案件でございますので討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第25・意見書案第2号：国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷

病手当の予算措置を行うことを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○9番（神田康史君）

それでは、意見書案第2号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第2号、愛西市議会議長・鷺野聰明殿、建設福祉委員会委員長・神田康史。

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書について。

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、国において次の事項の改善を求めるものです。

1. 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料（税）を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うこと。

2. 国民健康保険に出生手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。

3. 国民健康保険に傷病手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

河合克平議員。

#### ○18番（河合克平君）

今回の国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

この意見書にあるとおり、国庫負担金の補助の割合は1980年には50%あったが、2019年には37%と減額されていること。また、国民健康保険法では、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるという規定がされているにもかかわらず、費用が多額になるということもあり、今はできていない状況であること。ただ、ここにあるとおり国保に傷病手当、出産手当

の予算措置を講じることは、病気や出産のときに安心して休みたいという加入者にとって切実な要求となっているということについては全くそのとおりであり、今回の意見書をぜひ提出をして、国については改善を求めていくことが必要であると思ひ、賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第26・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査及び調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第27・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和元年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げさせていただきます。

11月29日よりお願いをいたしておりました本定例会でございますが、追加議案を含め議員各位におかれましては、いずれの議案に対しましても慎重かつ活発な議論をいただき、また本日御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

一般質問、議案質疑等において御発言をいただきました御意見、御質問、御指摘等につきましては、その内容についてしっかりと確認をさせていただきまして、今後の市政運営に生かしていきたいと思っております。

部設置条例につきましては、来年4月より現在の組織再編を行い、社会経済情勢の変化に伴うさまざまな課題に柔軟で迅速な対応と市民ニーズに即応した行政サービスを展開できるよう万全な体制で臨んでいきたいと思っております。また、いただいた御意見に沿いまして、配置等を十分に考えていきたいと思っております。

また、子ども医療費支給条例につきましては、子ども医療費の助成拡大により子供の福祉の増進と子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援のさらなる充実に向け取り組んでいきたいと思っております。

現在、来年度、令和2年度当初予算編成作業を進めておりますが、今後も新たな財源の確保を積極的に行いつつ、持続可能な行政基盤の確立を目指し、各種計画の策定や計画の推進など順次進めていきたいと思っております。

さて、師走に入りまして寒暖の差も一段と大きくなってまいりました。議員各位におかれましては、体調に十分に気をつけていただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（鷺野聰明君）

これにて令和元年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時41分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

鷺野 聡 明

会議録署名議員
第14番議員

山岡 幹 雄

会議録署名議員
第15番議員

大宮 吉 満